

福祉保険制度 加入募集について

福祉保険制度

「福祉保険制度」は、長期給付（公的年金）および短期給付（健康保険）を補完するための公立学校共済組合独自の制度です。ご自身で必要と思われる保障を選択していただくことにより、皆さまの生活に安心を提供します。

長期給付事業（公的年金）の補完



ファミリー年金

あなたが万一死亡した場合



在職中に死亡した場合、**老齢厚生年金の約3/4の水準の遺族厚生年金**が支給されますが、**約1/4相当額の差額**が生じます。

「ファミリー年金」に加入している場合



差額の約1/4相当が補完され、遺族厚生年金とあわせると**老齢厚生年金と同水準**になります。

「ファミリー年金」に加入していない場合



差額の約1/4の不足分が残ることになります。

短期給付事業（健康保険）の補完



傷病休職給付金

病気やケガで働けなくなった場合、保険金が支払われ、**収入が減少する部分を補完**することができます。



入院費用給付金

病気やケガで入院した場合、保険金が支払われ、**医療費の自己負担部分を補完**することができます。



特定疾病給付金

特定疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）時に、**闘病資金を確保**することができます。
特定疾病給付金（主契約）に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約を付加することで、特定疾病に加え、保障範囲を7大疾病に拡大、また、上皮内新生物の保障を加えて厚くすることができます。

福祉事業の補完



元気づくりサービスコース

心身の健康増進と生活習慣病予防のための、**各種サービス**を受けることができます。

福祉保険制度の募集に関するお問い合わせはこちらへ…

公立学校共済組合『福祉保険制度担当』  **0120-778-599**

受付 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 10：00～16：00（通年）

新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、その拡大防止のためフリーダイヤルの受付停止とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

福祉保険制度は退職（組合員資格喪失）後も継続可能です（傷病休職給付金を除く）。

手続き資料は、6月～7月頃所属所宛てに送付予定です。ぜひこの機会にご加入ください。

制度内容の詳細は、公立学校共済組合ホームページ（福祉保険制度専用ホームページ）に掲載されているデジタルパンフレットをご覧ください。